令和８年（フ）第１４３１号
札幌市北区北39条西７丁目２番18号　エレメゾン麻生５号
債務者　佐々木由紀枝
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６２号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番11号　グレース中の島弐番館202号
債務者　安藤　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１２号
札幌市白石区本郷通11丁目北２番20―202号
債務者　佐々木　伸
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６１号
札幌市清田区清田３条２丁目２番20号　アルルⅡ
債務者　西村　祐二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７号
北海道名寄市字大橋90番地１　北斗団地318号
債務者　山田日富美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（フ）第８８号
群馬県太田市岩瀬川町449番地８
債務者　小原　弘司
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４６号
群馬県太田市古戸町1206番地１　ハイツプリムローズ105号
債務者　石塚　裕史
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８４号
群馬県高崎市箕郷町生原329番地３
債務者　深田　菜月
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８６号
群馬県高崎市大沢町235番地７
債務者　田川　聖子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９号
新潟県佐渡市高瀬591番地１
債務者　宇田美智子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第６８号
岐阜県多治見市笠原町992番地の26　ビレッジハウス笠原２―202、従前の住所岐阜県多治見市坂上町５丁目10番地
債務者　水野　貴裕
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１２４号
愛知県一宮市木曽川町黒田八ノ通り66番地
ハイネスＩＭＡＩ―205号
債務者　小熊　正道
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３７号
愛知県一宮市富士１丁目１番１―401号　市営花祇住宅
債務者　石河　敏子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２１６号
愛知県一宮市奥町字七丁46番地３
債務者　野々村　諒
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７２１号
大阪府藤井寺市小山５丁目13番８―203号
債務者　車垣　　功
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
高知市和泉町10番18号　ストロベリーフィールズ404
債務者　深瀬　正直
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２４号
高知市和泉町10番18号　ストロベリーフィールズ404
債務者　深瀬　健弘
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
　　高知地方裁判所破産係